

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 樺本頼兼

京都市規則第134号

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市上弓削農業集落排水処理施設条例

(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(排水設備の接続方法)

第2条 排水設備を公共ますその他の排水施設又は他の排水設備(以下「公共ます等」という。)に接続させるときは、排水設備と公共ます等との接続部分の底部に段差が生じないようにしなければならない。ただし、これにより難いときは、市長が指示する方法によることができる。

(排水設備の排水管の内径等)

第3条 排水設備の排水管の内径は、別表に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートルとすることができる。

2 排水設備の排水渠^{きょ}の断面積は、当該排水渠^{きょ}が別表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力を有することとなる面積としなければならない。

3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、土地又は建物の利用状況によりこれらの規定によることが適当でないと市長が認める場合における排水管の内径又は排水渠^{きょ}の断面積は、そのつど市長が定める。

(軽易な排水設備工事)

第4条 条例第6条第1項に規定する別に定める軽易なものは、次に掲げるものとする。

- (1) ます又はマンホールのふたの据付け又は取替え
- (2) 防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕
(排水設備の計画の確認の申請)

第5条 条例第6条第1項の規定による確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該確認を受けようとする者が記名押印した申請書に排水設備に関する計画書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 排水設備工事を行う場所
- (3) 排水設備工事の種別
- (4) 工事施行者の氏名及び住所
- (5) 排水設備工事の着手及び完了の予定年月日

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る排水設備の計画が条例第5条各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、その結果を文書により申請者に通知する。

(排水設備工事の完了の届出)

第6条 条例第6条第3項の規定による届出は、工事が完了した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 条例第6条第1項の規定による確認の年月日及び確認番号

(4) 排水設備工事が完了した年月日

(汚水の排除等の届出)

第7条 条例第8条前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した届出書により行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 排水設備の所在地

(3) 使用する水の種別

(4) 井戸汚水等を排出する者にあっては、排水設備の種別、数量及び揚水能力

(5) 汚水の排除を開始する予定年月日

(6) 臨時使用の場合にあっては、汚水の排除をやめる予定年月日

(7) 汚水を排除する土地又は建築物の用途

2 条例第8条後段の規定による届出は、次に掲げる事項（汚水の排除をやめる旨の届出にあっては、第2号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した届出書により行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容

(3) 変更予定年月日又は汚水の排除をやめる予定年月日

(井戸汚水等の排出量の認定)

第8条 条例第16条第3項の規定による使用水量の認定は、条例第17条第1項に規定する計測のための装置によるほか、揚水設備の能力及び稼働時間、水の使用状態その他の事項を考慮して行う。

(分担金)

第9条 分担金は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納入しなければならない。

(1) 一時に全額を納入する方法

(2) 全額を6回に分割して納入する方法

2 前項第2号に掲げる方法により分担金を納入する場合における第2回以後の各回の納入期限は、直前の納入期限の翌日から起算して6箇月以内とする。

3 市長は、第1項第2号に掲げる方法により分担金を納入する者が分担金を滞納したとき、その他特別の理由があると認めるときは、納入期限前においても、未納の分担金の全部又は一部を徴収することがある。

(使用料等の減免)

第10条 条例第22条の規定により条例第12条後段の規定により負担させる費用、使用料又は分担金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(条例附則第8項に規定する水量の算定)

2 条例附則第8項の規定による水量の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

(1) 次号に掲げる者以外の者 6立方メートルに排水設備を使用する者の数を乗じて得た量に相当する水量（条例第16条第1項に規定する水道の水に係る使用水量がある場合で、当該使用水量が当該相当する水量を上回る場合にあっては、当該使用水量）

(2) 専ら事業の用に供するために水道の水及び手動式井戸の水以外の水を使用する者 条例第16条第1項から第3項までに規定する方法により算定した水量
(排水設備を使用する者の数の届出)

- 3 前項第1号に掲げる者は、井戸汚水等の排除を開始した後遅滞なく、排水設備を使用する者の数を市長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときはも、同様とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧京北町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条又は第8条第2項の規定により排水設備を使用する者の数を届け出ている者は、前項前段の規定による届出をしたものとみなす。

別表（第3条関係）

排 水 人 口	内 径
1 5 0 人 未 満	1 0 0 ミリメートル以上
1 5 0 人 以 上 3 0 0 人 未 満	1 5 0 ミリメートル以上
3 0 0 人 以 上	2 0 0 ミリメートル以上

（産業観光局農林部農業振興整備課）